

# 建築大工技能者能力評価基準

令和元年10月31日認定

建設技能者の能力評価制度に関する告示（平成31年国土交通省告示第460号）及び建設技能者の能力評価制度に関するガイドライン（平成31年3月29日）に基づき、建築大工技能者の能力評価基準（以下「本基準」という。）を以下のとおり定める。

## 1. 能力評価基準の策定主体

- 一般社団法人 JBN・全国工務店協会
- 全国建設労働組合総連合
- 一般社団法人 全国住宅産業地域活性化協議会
- 一般社団法人 全国中小建築工事業団体連合会
- 一般社団法人 日本ツーバイフォー建築協会
- 一般社団法人 日本木造住宅産業協会
- 一般社団法人 日本ログハウス協会
- 一般社団法人 プレハブ建築協会

## 2. 能力評価基準を策定する目的

建設キャリアアップシステムに登録・蓄積される情報を活用して、建築大工技能者の技能について客観的な評価を行うことにより、

- ①評価結果を活用して、取引先や顧客に対して技能水準を対外的にPRすることを通じて、価格交渉力の強化を図り、技能に見合った評価や処遇を実現する
- ②キャリアアップに必要な経験や技能を明らかにすることで、建築大工技能者のキャリアパスを明確化し、若年層の入職拡大・定着促進を図る
- ③建築大工技能者を雇用する専門工事企業の評価（「専門工事企業の施工能力等の見える化」と連動させることにより、高い技能を有する建築大工技能者を育て、雇用する企業が選ばれる環境を整備し、人材育成と処遇改善の好循環を生み出すことを目的とする。

## 3. 能力評価基準の対象とする職種

本基準は、建築大工工事に従事する技能者を対象とする。

具体的には、建設キャリアアップシステムにおける技能職種の大分類「大工」(34)小分類「大工」(01)、「宮大工」(02)、「造作大工」(03)、「組立大工」(04)、「営繕大工」(05)、「木工」(06)、「大工（ツーバイフォー工法）」(07)、「外装大工」(08)及び「大工（丸太組工法）」(09)とする。

本基準に基づき能力評価を受けた技能者を、「建築大工技能者」と称する。

#### 4. 能力評価の段階

能力評価はレベル1からレベル4までの4段階とし、各レベルにおける技能者像は以下のとおりとする。

レベル1：初級技能者（見習いの技能者）

材料や構造、組立など施工の基礎的な知識があり、工具・機械等の安全な使い方の講習を受け、指示された作業を実施できる。

レベル2：中堅技能者（一人前の技能者）

作業工程・役割を理解し、工場加工等が行われた部材・部品等を用い新築住宅の組立（建て方）、下地取付、仕上げ等の一連の作業が正確にできる。

レベル3：職長として現場に従事できる技能者

手戻りのない段取りの検討、工期管理ができ、他の職方との段取りの調整ができる。

レベル4：高度なマネジメント能力を有する技能者（登録基幹技能者等）

現場監督を補佐し、工期・安全・品質管理ができる。技能、知識を第三者に正しく説明、指導ができる。

#### 5. 各レベルの基準設定

各レベルの基準は、建設キャリアアップシステムに蓄積・登録される就業日数、保有資格、職長・班長としての就業日数を用いて設定する。

就業日数及び職長・班長としての就業日数は、建設キャリアアップシステムにおける技能職能のうち大分類「大工」小分類「大工」、「宮大工」、「造作大工」、「組立大工」、「営繕大工」、「木工」、「大工（ツーバイフォー工法）」、「外装大工」、「大工（丸太組工法）」に従事した就業日数を評価する。

また、建設技能者の能力評価制度に関するガイドラインに基づき、建設キャリアアップシステムに蓄積された215日の就業日数を1年と換算して扱うものとする。保有資格については、建設キャリアアップシステムにおいて、その保有等について確認できるものに限る。

各レベルの基準は、以下のとおりとする。

##### （1）レベル4の基準

###### 【考え方】

就業日数、保有資格及び職長・班長としての就業日数については、登録建築大工基幹技能者講習の技能開発計画の建築大工職業能力基準を踏まえ設定する。

レベル4は、高度な技術・技能を有し、工法や技術等について現場監督と協議し、現場での指示、調整等を行うことができ、また、他職種との調整など総合的な管理

ができる上級熟練技能者としている。

就業日数については、上記内容を習得する目安として最短の日数としている。

保有資格については、上記の必要な能力を有していることを客観的に確認できる資格としている。

職長・班長としての就業日数については、上記内容を現場で経験する目安としての最短の日数としている。

#### 【基準】

①から③までを満たしていること。

##### ① 就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された就業日数が2,150日（10年）以上であること。

##### ② 保有資格

ア) 及びイ) を満たしていること。

ア) 以下に掲げる資格のいずれかを保有している又は表彰を受けていること。

- ・登録建築大工基幹技能者（講習修了証の期限が切れている場合は除く）
- ・優秀施工者国土交通大臣顕彰
- ・安全優良職長厚生労働大臣顕彰
- ・卓越した技能者（現代の名工）
- ・技能グランプリ（金賞・銀賞・銅賞・敢闘賞）

イ) (2) の②及び(3) の②に定める資格（レベル3及びレベル2の基準となっている資格）を保有していること。

##### ③ 職長・班長としての就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された職長としての就業日数が645日（3年）以上であること。

#### (2) レベル3の基準

##### 【考え方】

就業日数、保有資格及び職長・班長としての就業日数については、登録建築大工基幹技能者講習の技能開発計画の建築大工職業能力基準を踏まえ設定する。

レベル3は、当該工事に関する一連の作業が正確に早くできる熟練技能者を持つ技能者で、工法や技術等について現場監督と協議し、作業手順を組立て、見習い・中堅技能者を統率し、的確な指示・調整等を行うことのできる熟練技能者としている。

就業日数については、上記内容を習得する目安として最短の日数としている。

保有資格については、上記の必要な能力を有していることを客観的に確認できる資格としている。また、その他の資格として、職長・安全衛生責任者教育の受講があれば望ましい。

職長・班長としての就業日数については、上記内容を現場で経験する目安として

の最短の日数としている。

#### 【基準】

① から③までを満たしていること。

##### ① 就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された就業日数が1,505日（7年）以上であること

##### ② 保有資格

ア) 及びイ) を満たしていること。

ア) 以下に掲げる資格を2つ以上保有していること。ただし、建築大工技能士、建築施工管理技士、建築士の資格は、1級、2級等と複数を有しても上位資格1つと見なす。

- ・ 1級又は2級建築大工技能士
- ・ 枠組壁建築技能士
- ・ 1級又は2級建築施工管理技士
- ・ 1級若しくは2級建築士又は木造建築士
- ・ 職業訓練指導員（建築科・枠組壁建築科・プレハブ建築科）
- ・ 木材加工用機械作業主任者技能講習
- ・ 建築物の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習
- ・ 足場の組立て等作業主任者技能講習
- ・ 木造建築物の組立て等作業主任者技能講習
- ・ 青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰
- ・ プレハブ建築マイスター
- ・ 認定ログビルダー

イ) (3)の②に定める資格（レベル2の基準となっている資格）を保有していること。

##### ③ 職長・班長としての就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された職長または班長としての就業日数の合計が108日（6か月）以上であること。

### (3) レベル2の基準

#### 【考え方】

就業日数及び保有資格については、登録建築大工基幹技能者講習の技能開発計画の建築大工職業能力基準を踏まえ設定する。

レベル2は、訓練校等での訓練や現場での見習い修業を終え、現場での経験を3年以上積んだ技能者で、分担された作業の手順を理解し正確に実施する能力を持つ中堅技能者としている。

就業日数については、上記内容を習得する目安として最短の日数としている。

保有資格については、上記の必要な能力を有していることを客観的に確認できる資格としている。

#### 【基準】

①及び②を満たしていること。

##### ① 就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された就業日数が 645 日（3 年）以上であること。

##### ② 保有資格

以下に掲げる資格をいずれも保有していること。

- ・ 丸のこ等取扱作業安全衛生教育
- ・ 足場の組立て等作業従事者特別教育又は足場の組立て等作業主任者技能講習

#### （４）レベル１の基準

#### 【基準】

建設キャリアアップシステムに技能者登録をされ、かつ、レベル２から４までの判定を受けていない技能者とする。

各レベルの基準の内容については、別表に一覧として示す。

### 6. システム利用開始前の経験の評価

5. の規定にかかわらず、就業日数及び職長・班長としての就業日数については、当面の間、建設キャリアアップシステムに蓄積された情報に加えて、所属事業者等による経歴証明により証明された日数も活用する。

具体的な活用方法については、建築大工技能者能力評価実施規程に定めるところによる。

### 7. その他

建築大工技能者能力評価実施規程に定める評価実施の開始時期よりも前に、一般財団法人建設業振興基金に対して技能者登録の申請を行った者であって、登録建築大工基幹技能者の資格を有しているために一般財団法人建設業振興基金からゴールドのキャリアアップカードを交付された者については、レベル４の基準を満たしているものと取り扱う。

【別表】レベル1～4の基準の一覧

	就業日数	保有資格※1	職長・班長としての就業日数
レベル4	就業日数が2,150日(10年)以上であること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●登録建築大工基幹技能者</li> <li>●優秀施工者国土交通大臣顕彰</li> <li>●安全優良職長厚生労働大臣顕彰</li> <li>●卓越した技能者(現代の名工)</li> <li>●技能グランプリ(金賞・銀賞・銅賞・敢闘賞)</li> </ul> ・レベル2、レベル3の基準に示す保有資格	職長としての就業日数が645日(3年)以上であること。
レベル3	就業日数が1,505日(7年)以上であること。	・下記のうちから2つ以上※2 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓1級又は2級建築大工技能士</li> <li>✓枠組壁建築技能士</li> <li>✓1級又は2級建築施工管理技士</li> <li>✓1級若しくは2級建築士又は木造建築士</li> <li>✓職業訓練指導員 (建築科・枠組壁建築科・プレハブ建築科)</li> <li>✓木材加工用機械作業主任者技能講習</li> <li>✓建築物の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習</li> <li>✓足場の組立て等作業主任者技能講習</li> <li>✓木造建築物の組立て等作業主任者技能講習</li> <li>✓青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰</li> <li>✓プレハブ建築マイスター</li> <li>✓認定ログビルダー</li> </ul> ・レベル2の基準に示す保有資格	職長又は班長としての就業日数の合計が108日(6か月)以上であること。
レベル2	就業日数が645日(3年)以上であること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・丸のこ等取扱作業安全衛生教育</li> <li>・足場の組立て等作業従事者特別教育又は足場の組立て等作業主任者技能講習</li> </ul>	/
レベル1	建設キャリアアップシステムに技能者登録をされ、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者		

※1 ●印の保有資格については、いずれかの保有とする。

※2 建築大工技能士、建築施工管理技士、建築士の資格は、1級、2級等と複数有しても上位資格1つと見なす。